

## 令和6年度 課税明細書の電子データによる提供について

納税者サービスの一環として、固定資産税・都市計画税の課税対象資産を大量に所有されている納税者の方に対して、納税通知書と共に送付している「課税明細書」を電子データにより提供いたします。

### 1 対象者

東京都23区内において課税明細書に記載されている土地・家屋を合計1,000件以上(ただし、他の所有者と共有する土地・家屋については除く。)所有し、電子データ化した課税明細書の受領を希望する方が対象となります。

### 2 申込手続き

まず、東京都主税局資産税部固定資産税課に、「電子データによる課税明細書申込書」を提出してください。対象となる方に対しては、その後の手続きについて連絡いたします。

具体的な手続きの流れは、「固定資産税・都市計画課明細書の電子データによる提供に関する実施要項」の第3(申込手続)をご確認ください。

### 3 令和6年度分の申込期間

令和6年3月1日(金曜日)から令和6年3月29日(金曜日)まで

### 4 提出する電子媒体

「未開封」のCD-Rディスク(650MB若しくは700MB)

※必ず個包装されているものを開封せずにご提出ください。

### 5 申込等の際における本人確認

申込等の際に都税に関する証明等申請時と同程度の本人確認を行います。

納税者が法人である場合、申込書に当該法人の代表者印を押印してください。

申込者が法人の代表者であるときには、申込者の本人確認を行います。申込者が法人の従業員であるときは、申込者の本人確認を行うとともに、従業員証等により当該法人の社員であることの確認を行います。郵送申請の場合は、写しの同封をお願いします。

※ 手続等の詳細は、実施要項でご確認いただくか、下記担当までお問い合わせください。

お問合せ先

東京都主税局資産税部固定資産税課

担当 固定資産税班

電話03(5388)3007(直通)

## 固定資産税・都市計画税課税明細書の電子データによる提供に関する実施要項

19 主資固第 124 号

平成 20 年 1 月 21 日

東京都主税局資産税部長決定

改正 平成 21 年 2 月 12 日 20 主資固第 130 号

平成 22 年 2 月 17 日 21 主資固第 189 号

平成 26 年 1 月 7 日 25 主資固第 138 号

平成 28 年 2 月 12 日 27 主資固第 257 号

令和 2 年 5 月 25 日 2 主資固第 52 号

令和 3 年 2 月 25 日 2 主資固第 308 号

### 第 1 (趣旨)

納税者サービスの一環として、固定資産税・都市計画税の課税対象資産を多数所有する納税者に対して、地方税法第 364 条第 3 項に規定する「課税明細書」を電子データにより提供する。

### 第 2 (対象者)

課税明細書を電子データにより提供する対象者は、下記の者とする。

東京都特別区において課税明細書に記載されている土地・家屋を合計 1,000 件以上(ただし、他の所有者と共有する土地・家屋については除く。)所有し、電子データ化した課税明細書の受領を希望する納税者

### 第 3 (申込手続)

- 1 第 2 に該当する納税者は、東京都主税局資産税部固定資産税課(以下「固定資産税課」という。)に「電子データによる課税明細書申込書」(別紙 1-1、1-2)(以下「申込書」という。)を提出することとする。
- 2 固定資産税課は、申込書の受付時に納税者の本人確認を行う。なお、以下本人確認とは、都税に関する証明等申請時の本人確認と同程度のものを指す。

納税者が法人である場合、申込書に当該法人の代表者印を押印することとする。固定資産税課は、申込者が法人の代表者であるときには、申込者の本人確認を行う。申込者が法人の従業員であるときには、申込者の本人確認を行うとともに、従業員証等により申込者が当該法人の従業員であることの確認を行う。
- 3 納税者は、申込書に、受領を希望する課税明細書に係る前年度の納税通知書番号を、土地・家屋を所管する都税事務所ごとに記載する。
- 4 氏名変更・商号変更・合併等のため、申込時の申込者氏名・名称と受領を希望する課税明細書に係る氏名・名称が異なる場合は、住民票又は商業登記簿謄本の原本を提出する。また、備考欄に氏名変更・商号変更・合併等を記載する。

5 これまで物件を所有していない区内に、新規で土地・家屋を取得した場合等、今年度から初めて課税される場合は、受領を希望する土地・家屋を所管する都税事務所ごとに不動産登記簿上登録されている氏名・名称を記載した上で、備考欄に新規と記載する。

6 固定資産税課は、申込書を提出した納税者が、第2の要件に該当するか否かを確認する。

(1) 申込書を提出した納税者が、第2の要件に該当している場合、固定資産税課は、納税者に連絡し、電子媒体（未開封の CD-R ディスク（容量が 650MB 若しくは 700MB）で、フォーマットが windows のもの）、正副 2 枚及びパスワードを通知するための封筒（通知先を記載し切手を貼ったもの。）を固定資産税課に持参させる。その際、固定資産税課は持参人が申込書を提出した本人かどうかを確認する（ただし、申込書提出者からの委任状を持参した場合には代理人が電子媒体等を持参することも可能とする。代理人が持参した場合は、代理人の本人確認も併せて行う）。本人確認ができたなら、固定資産税課は、納税者ごとに「申込番号」を付設し、申込番号及び電子データ化した課税明細書の提供日を記載した「引換証」（別紙 2）を納税者に交付する。

なお、納税者は電子データ提供日に電子媒体を格納する施錠可能なケースを持参することとする。

(2) 固定資産税課は、申込書を提出した納税者が、第2の要件に該当しない場合、納税者にその旨を連絡し、申込書を返却する。

#### 第4（申込期間）

納税者は、申込書の提出を、電子データ化した課税明細書の受領を希望する年度分の前年度の3月1日から3月31日（3月1日又は3月31日が閉庁日の場合は、それぞれ直前の開庁日）までの間に行わなければならない。

#### 第5（提供する電子データ）

1 提供する電子データは、申込書に記載された都税事務所ごとの不動産登記簿上の氏名・名称又は納税通知書番号に係る課税明細書に記載された事項とする。なお、申込書に記載のないものについては、電子データによる提供は行わない。

2 随時課税分については、電子データによる提供は行わない。

#### 第6（データ形式等）

1 提供する電子データは CSV ファイル形式、電子媒体は CD-R ディスクとする。

2 電子媒体にデータを記録する際に使用する文字コードは ShiftJIS コード、改行コードは CR+LF とする。

3 セキュリティー対策として、ファイルにパスワードを設定する。パスワードは、納税者が固定資産税課に持参した封筒に封入する「パスワード通知票」（別紙 3）により通知する。

## 第7（提供時期）

電子データ化した課税明細書の提供は、定期課税納税通知書の送付日以降の引換証に記載された日に行う。

## 第8（提供方法）

原則、固定資産税課は、電子媒体（正副2枚）に課税明細書データを収納し、納税者が持参した施錠可能なケースに電子媒体を格納し、申込み時に交付した引換証に受領者及び受領日が記載されていることを確認したうえで、直接納税者に提供する。その際、納税者の本人確認を第3（申込手続）2に準じて行う。

固定資産税課の瑕疵により電子データが棄損している場合を除き、固定資産税課は、電子データによる課税明細書の再提供は行わない。

## 第9（電子媒体等の紛失等）

固定資産税課による電子データの提供後、電子データを受領した納税者による電子媒体の紛失、電子データ内容の第三者への流出等に対しては、東京都は責任を負わない。

また、パスワードについては、納税者が持参した封筒により通知することから原則として再通知は行わない。

## 第10（周知方法）

主税局ホームページにより本制度を周知する。

## 第11（その他）

電子データの提供にあたっては、手数料等は徴収しない。

## 第12（適用年度）

平成20年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

## 第13（災害等による申請、提供等の特例）

災害その他やむを得ない理由により、この要項に定める申請や提供等にあたり、来庁できないことにやむを得ない理由があると認められるときは、郵送により行うことができる。

ただし、第8に定める電子媒体（正副2枚）の提供は、納税通知書送付先に送る場合に限る。

附則

この要項は、平成21年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、平成22年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、平成26年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、平成28年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、令和2年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、令和3年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。